

## 教育委員会 平成26年度 1月定例会の概要

- 日時 平成27年1月21日(水)  
9時30分開会 10時15分閉会
- 場所 鎌倉市役所 全員協議会室
- 出席委員 山田委員長、下平委員、朝比奈委員、齋藤委員、安良岡教育長
- 傍聴者 2人

### ○本日審議を行った案件

#### 1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 課長等報告

ア 「中学校給食導入に係る利用見込み等に関するアンケート」の結果について

イ 鎌倉市指定有形文化財の告示訂正について

ウ 行事予定(平成27年1月21日～平成27年3月31日)

#### 2 議案第29号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

#### 3 議案第30号 鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 4 議案第31号 平成27年度使用特別支援学級教科用図書採択(追加)について

### 山田委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより1月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を下平委員にお願いする。

#### 1 報告事項

- (1) 委員長報告

### 山田委員長

新しい年を迎え、毎年その年の干支の持つ意味を自分なりに調べて、一年の計を立てるようになっている。今年は未年で、私は年女なので、一層精進したいと思っている。稽古でも生徒たちに話したが、羊は毛皮も使えるし、皮も使えて、食べてもおいしく、無駄のない、そして人々に温かさ、かわいらしい雰囲気から優しさを提供するという非常にいい動物なので、私はそれにほど遠いだけけれども、そして群れることが好きなので、チームワークがい

い。また、羊を使った字は、吉祥とかおめでたい字も多くて、特に羊に大と書いて「美しい」という字になるので、自分の立ち居振る舞いとか言葉遣いとか、心構えだとか所作、目線、そういったものを美しく磨く年にしようと話した。

委員の活動報告については、1月7日の新春の集いに委員の皆様が参加された。そして、12日の成人の集いには、教育長をはじめ、下平職務代理や朝比奈委員、齋藤委員が出席された。よろしければ朝比奈委員から一言願います。

### 朝比奈委員

成人の集いのときにご挨拶させていただいて、初めてお伺いした年は、随分やんちゃな子が前列を占めて、賑やかだったなという思いがあるが、今年は、初めは割と静かで、だんだん後ろのほうの、遅れて入ってきた子たちが賑やかになってきたので、少し声を大きくして、怒鳴りつけるつもりはないけれども、少しけじめをつける意味でお話をさせていただいたつもりである。

いずれにしても、これからの将来を彼らが担っていくわけであるから、学校の勉強は今まで多少おろそかであったとしても、それを悔いたり恥じたりすることなく、ここから先の社会勉強のほうで、これからの彼らにとっては意味を成すことがたくさんあると思うので、決してその辺は諦めないで突き進んでいただきたいというようなことを話したつもりである。

さっき羊の話があったが、羊は動物の中でも忍耐強い生き物なんだそうである。辛いとか病気で苦しいとか、そういうのも余り表に見せない性質だそうで、忍耐強く、頑張っていたいただきたいということもつけ加えた。いずれにせよ、鎌倉市もよその市町と比べると、そんなに過激なことはないが、それでも元気があって、よろしいのかなという気がした。

### 山田委員長

15日には臨時教育委員会を開催した。

## (2) 教育長報告

### 安良岡教育長

教育委員会関係で、この年末年始は特に大きな事故等もなく、1月を迎えることができた。学校も3学期が始まっているが、少し子どもたちにインフルエンザが流行しているようで、まだそれほど学級閉鎖等は多くないが、徐々に多くなっている状況がある。

## (3) 課長等報告

報告事項ア 「中学校給食導入に係る利用見込み等に関するアンケート」の結果について

### 山田委員長

報告事項のア「中学校給食導入に係る利用見込み等に関するアンケート」の結果について、

報告をお願いする。

### 学務課担当課長

現在鎌倉市中学校の昼食については弁当持参を原則としているが、県内他市では中学校給食の提供や検討が進んでいるところである。本市においても、平成29年度からの実施に向けて準備をしている所であり、給食の実施にあたっては家庭弁当を持たせたいという保護者や、食物アレルギーを持つ生徒がいることを考慮し、全員喫食ではなく、給食と家庭弁当を選ぶことが出来る選択方式を考えていることから、保護者の利用見込み等を把握し実施に向けての基礎資料とすることを目的に実施させていただいた。

アンケート調査結果の1ページをご参照いただき、調査の概要についてだが、調査対象を鎌倉市立小学校16校の5年生の保護者、同じく中学校9校の2年生の保護者とした。実施方法は学校を通じてアンケート用紙を配布し、家庭で記入後同じく学校を通じて回収する方法で、平成26年10月6日から15日までの期間で実施した。アンケートの回収状況については、記載とおりで約8割の回収ができた。

次にアンケートの内容について、参考資料の11ページと12ページの資料1、2については、小学校の保護者に配布した資料となる。アンケートについて、質問1～5まで回答していただいた。次に、13ページ14ページの資料3、4については、中学校の保護者に配布した資料である。アンケートには1～6までを回答していただいた。なお、アンケートを回答していただくにあたり、現在検討している中学校給食の状況が分かる資料として、15ページ16ページの資料5、6を保護者に配布した。

それでは集計結果の概要について、2ページにお戻りいただきたい。まず、中学校2年生の保護者のみに「現在、弁当は週何回くらいお子さんに持たせていますか」という質問をさせていただいた。全体の95.6%の保護者が毎日持たせているという回答で、ほとんどの保護者が家庭弁当を持たせているという結果であった。次に3ページの「給食の利用意向」についてだが、「中学校給食が実施された場合、どのくらい利用したいと思いますか」という問いに対して、小学校では「毎日利用したい」と回答した保護者が46.8%、「週2～3回利用したい」と回答した保護者は30.9%だった。また、「利用しない」と回答した保護者は5.0%と少数であった。中学校では「毎日利用したい」と回答した保護者は36.3%で、「週2～3回利用したい」と回答した保護者は27.2%だった。「利用しない」と回答した保護者は10.4%で、小学校より5.4%高い数値となった。

次に、4ページをご覧いただき、「中学校給食を利用したい理由」について聞いたところ、小学校の保護者は「弁当を作らなくてよい」というのが47.9%で、「栄養バランスが良い」というのが46.8%であった。中学校の保護者も「弁当を作らなくて良い」というのが49.9%で、「栄養バランスが良い」というのが45.5%で小学校とほぼ同様の割合であった。

次に5ページに進み、「中学校給食を利用しない理由」についての質問に対して、小学生の保護者は「家庭での手作り弁当を作ってあげたい」という回答が42.2%で最も多く、次いで「家庭弁当は食べる量を調整できる」が21.5%であった。中学校の保護者も「家庭での手作り弁当を作ってあげたい」という回答が35.8%と最も多く、次いで「家庭弁当は食べる量を整える」が29.3%であった。「アレルギー対応ができない」という理由で利用しないというのは2.2%で少数であった。

続いて6ページに移る。「給食費について」聞いた。「1食あたり300円についてどう思われますか」という問いに対して、小学生の保護者は「ちょうどよい」が77.8%、中学校の保護者も「ちょうどよい」が76.1%と回答しており、ほぼ同じ割合であった。

次に7ページに移るが、「中学校給食に期待すること」について質問した。小中ともに「安全・安心な給食」を求められているという結果であった。

次に8、9ページに、主な自由意見を記載した。小学校の保護者は「早期に導入してほしい」という意見が最も多く、中学校の保護者は「男女で食べる量が違うので調整できると良い」という意見が最も多く挙げられた。また、小・中学校ともに「働いている親にとっては負担軽減になる」や、「食材を含め、安全安心なものを希望」という意見が多く寄せられた。以上が調査結果の概要である。

次に10ページに移る。今回の調査結果をもとに、まとめを作成した。現状としては、本調査の目的である保護者の利用見込みを把握するために「中学校給食が実施された場合、どのくらい利用したいか」の問いに対しては、「毎日利用したい」及び「週2～3回利用したい」との回答が、小学生の保護者では約8割、中学生の保護者では約6割となっており、多くの保護者が給食の実施を望んでいることが分かった。給食を利用したい理由としては、小・中学生の保護者とも「弁当を作らなくてよい」との回答が約5割で、小学生の保護者については、将来的に中学生になっても給食があると良いという観点から、約8割の方が望んでいる結果であった。一方中学生の保護者については、これまで家庭弁当を作ってきた経験から、弁当作りになれており定着していることから、約6割の回答にとどまったと読み取れた。こうした結果から、既に中学校では弁当を持参していることや、「家庭での手作り弁当を作りたい」と回答している保護者がいることを考慮すると、導入時は家庭弁当と給食を選択できることが必要であると考えられるという判断にいたった。

次に課題及び今後の取組についてだが、今回の調査から中学校給食を実施するにあたり、様々な課題についても把握することができた。大きく三つあるが、一つ目は「家庭での手作り弁当を作りたい」という所については中学校給食を利用しない理由として一番多かった回答だが、今後の取組としては給食は毎日の栄養摂取基準に配慮していることを理解してもらうとともに、実施後もよりよい給食の提供に努めることが大切であると考ええる。

次に「家庭弁当は量を調節できる」点についてだが、中学生になると男女や成長期における体格の個人差から食べる量に違いがあり、家庭弁当なら摂食量の調整ができるという理由と思われるが、給食実施にあたり、量について栄養の摂取基準を前提とし、不足する場合は主食のおかわり分に配慮するなどの対応を図っていきたいと考える。

三つ目に「安全安心なものを食べさせたい」「使用する食材に不安がある」については、安全な食材の確保は学校給食を提供するのに不可欠なので、使用する食材については選定基準を設けて安全対策を図っていくことが重要であると考ええる。

今後本調査を踏まえて、回答いただいた保護者の方々の意見を参考に、子どもたちにおいしく、安全で安心して食べられる中学校給食の実施に向けて取り組んでいきたいと考える。

## 朝比奈委員

まだ調査の段階なので、いつから実施かは決まっていないと思うが、実施するとしたら、何か学校の設備を改めなければいけないことが出てくるのか。

### 学務課担当課長

実施計画事業の中で、平成29年から実施しようということで、載せている。我々はその準備にということで、こういう調査をかけている。基本的にデリバリーで考えているので、受け入れ室を各学校に造って、そこから業者が作った弁当を生徒たちが取っていくということを考えている。受け入れ室を平成27年、28年に整備させていただいて、平成29年からの実施に向かっているといきたいと、計画としては考えている。

### 朝比奈委員

小学校の間、ずっと給食をいただいていた、中学に上がったら、お母さんのお弁当が食べられるというのはすごく楽しみだった覚えがある中で、今、だんだんいろんな事情で、お母様も働いていて、あるいは、お母様ではなくてお父様が作らなければいけない状況もあったりして、そういう場合、すごく助かることだと思うが、大阪の例を見ると、冷たくて、おいしくなくて、みんなが残してしまったというケースもあるので、もし実施するとなれば、アレルギー問題も含めて、また今さら牛乳を飲みたくないという子がいるかもしれないので、選択制にするなど、選べたらいいなと思う。

このあたりで、個人事業主がお昼御飯にお弁当をとる会社があるが、お昼に食べるのに朝の9時ぐらいから届いてしまって、そうすると、保温容器に入れてはいるようだけれども、細菌の繁殖を防ぐために、温かい状態でたくさん納品することはないと思う。せめて、主食と汁ものだけは温めて提供できるような工夫ができるといいなと思う。もちろんおわかりもできたらよいし、男の子、女の子に限らず、女の子も食べる子は食べるので、女の子だから少ないということはないので、選べたらいいだろうと思う。

だから、いろいろ調査をしっかりとって、よりよい、もちろん安心、安全なものを提供できるように努めていただきたいと思います。

### 学務課担当課長

確かに、冷たいものであったりという部分で、喫食率が低いと聞いている。あと牛乳の取り扱いについても我々は課題だと思っているので、その辺も、これからの制度設計の中で、ご意見を生かして対応していきたいと考えている。

### 下平委員

アンケートの中に、保護者に「毎日利用したい」とか、「週2～3回利用したい」とか、そういう項目がある。これからかもしれないが、実施されるときに、例えば、毎日利用する人とか、週2～3回利用する人とか、選択制でしていくのか。それとも、一律に毎日だったら毎日としてしまうのか。その場合は給食費の煩雑になる。もし、ばらばらに選ぶとすると、する人、しない人が出てくる。給食費の未払いの問題も結構あるし、その辺に関して、どういう対応を今の時点で考えているのかを伺いたい。

### 学務課担当課長

基本的に選択制を考えているので、1カ月単位ぐらいで予約ができるもの、もしくは、面

倒くさいので、私は1年間やるわよという方については、年間予約できるような形をとるのか、何日か使うのであれば、1カ月前ぐらいまでにある程度幾つか入れられるような形にさせていただくシステムを入れるのと同時に、滞納が出るので前金払い制でやりたいと。

仕組みとしては、ある程度のお金をストックさせていただいて、落とさせていただいて、確認ができた段階で提供するという仕組みにしていきたいと考えている。制度の中で、その部分のやり方については、1週間ぐらい前まで予約できるのか、あと、急に忘れてしまった子についての対応をどうするのか、今後の課題になっているので、その辺もできるだけ手当てできるような対応を図っていける制度設計にしたい。

### 下平委員

実際に始まると、とても煩雑になりそうな気がする。例えば、親もいつ予約したか把握していないと、忘れてしまうことがある。あるいは、納入がなかったから、あなたの分はないとなったときに、その狭間に入って子どもが、場合によってはすごく苦しい思いをすることもあるかもしれないし、先生方もすごくその辺は煩雑になりそうだなという感じがして、その辺は心配である。柔軟にいろいろ対応できるように考えておかないと、心配だなという感じがする。

### 学務課担当課長

原則は、1カ月ぐらい前までに予約していただいて、それを本人にフィードバックして、保護者が確認できる仕組みにしていきたい。学校にももちろん毎日、どの子が頼んだと確認できるようなデータを渡せるようにして、忘れないような形に持っていきたい。確かに、忘れてしまったということが出てくる可能性があるし、あと、予約の仕方も余り煩雑化しないような形で、年間でできるとか、月単位でできるとか、工夫していく中で、漏れのないような形で考えていかなければいけないと思っている。

### 齋藤委員

中学校の学校給食と考えたときに、今の選び方はさておいて、それを提供する場合に、小学校で言えば、各学校の給食室で作ったり、業者の方が入ってとか、分かれてやっている。それが改めて中学校の学校給食として、その設備を何かしてまとまったところで、決められたところで作ったものを提供していくのか。施設設備と、それから業者に対して、どこかの選定をして、そこに委託してしまうのか、そのあたりはもう決まっているのかと思うが、いかがか。

### 学務課担当課長

今、業者の部分についても、制度設計の途中である。ただ、給食については調理後2時間以内の喫食と定められているので、民間調理業者を使うにしても、2時間以内に来られる工場を持っている業者がない。したがって、うちがやるとなると、業者と契約をした後にどこかに工場を建てていただいて、そこから配送していただくということを考えている。基本的には、委託した業者の工場から2時間以内に学校に配送していただいて、受け入れ室に置いて、そこから子どもたちが取って食べるというイメージで、制度設計を考えている。

## 山田委員長

意見のところを拝見して、確かに弁当作りが家族間のコミュニケーションになるというのは、我が家を考えてとき、そうだなと思った。明日何にすると毎日聞いているけれども、それをきっかけにいろいろ話して、結局言ったものではないものが出て、文句を言われたりしている。私も作り続けて12年目になり、確かに負担ではあるので、あったら楽だと思ったり、これを止めてしまったらコミュニケーションだとか、いろんなことがという思いで、いろいろ考えながら見ていた。

今、検討されているシステムではあまり利用したくないというのは、選択方式で、この意図が分からないかもしれないが、例えば、お弁当的な感じが嫌なのか、どういうご意見か分かるだろうか。

## 学務課担当課長

記載の部分はこれしかないので、真意はわからない。システムとしては、よくおっしゃられるのは、小学校では自校方式で食べるのがいいということの中で、今度、弁当方式で、デリバリーになるので、そのシステムが嫌なのではないかと、我々は理解させていただいている。

(報告事項アは了承された)

## 報告事項イ 鎌倉市指定有形文化財の告示訂正について

### 山田委員長

報告事項のイ「鎌倉市指定有形文化財の告示訂正について」、報告をお願いします。

### 文化財課担当課長

本件は、平成19年11月22日付で鎌倉市指定文化財に指定した木造観音菩薩坐像について、所有者を東慶寺としていたが、これに錯誤があったことが判明したため、所有者を東慶寺から、財団法人松ヶ岡文庫へ、訂正したものである。

本物件木造観音菩薩坐像は、市の指定文化財に指定した平成19年当時、本市に於いても財団法人松ヶ岡文庫の所有であることは把握していたところであるが、当該坐像は東慶寺の宝蔵で保管されていたため、誤って東慶寺に所有者の承諾書を送ってしまった。当時の東慶寺役員は財団法人松ヶ岡文庫の理事長を兼ねていたこともあり、東慶寺に住職の同意として鎌倉市指定文化財に指定した。

その後、平成26年6月に公益財団法人松ヶ岡文庫より「本像は松ヶ岡文庫の所有で東慶寺に預けていたものであり、指定の訂正願いを提出したい」と依頼があった。

これを受け、松ヶ岡文庫東慶寺文化財課の三者で協議した結果、本来の所有者を松ヶ岡文庫とすることで了解が得られたため、平成26年12月18日付けで、所有者を財団法人松ヶ岡文庫とする、告示の訂正を行った。

なお、告示訂正に伴い、指定書の再交付をすでに行っている。

また、財団法人松ヶ岡文庫は、現在公益財団法人となっており、告示後合わせて所有者の名称変更の手続きを進めていることを申し添える。今後、このような誤りのないよう、十分注意を払って事務に取り組んでまいりたい。

(質問・意見)

#### 下平委員

とても基本的な質問で恐縮だが、指定文化財に指定するに当たって、実物だけが審査の対象になるのか、そのあたりは所有者、どこにあるかとか、そういうことも絡んでいるものなのか。今回、所有者が変わることによって、そもそも指定文化財に指定した段階のことにさかのぼる必要とか、そういうことは全然ないものなのかどうか、その辺を伺いたい。

#### 文化財課担当課長

指定に関しては、所有者は基本的に問題ない。あくまでも、物に対して指定すべきかどうかを判断するということである。

(報告事項イは了承された)

#### 報告事項ウ 行事予定(平成27年1月21日～平成27年2月28日)

#### 教育部次長兼教育総務課担当課長

行事予定については、議案集3ページから6ページに記載のとおり講座等が予定されている。

(質問・意見)

特になし。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

## 2 議案第29号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

#### 山田委員長

日程の2 議案第29号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とする。議案の説明について、願います。

#### 教育部次長兼教育総務課担当課長

今回の制定は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」、以下「地教行法」と略させていただくが、この地教行法の一部改正が平成27年4月1日から施



行され、教育委員会制度の改革が行われるため、関係条例を改正する条例を制定するものである。

改正する条例は8件で、1「鎌倉市旅費支給条例」から、8「鎌倉市教育に関する職務権限の特例に関する条例」である。制定する整備条例は、9ページから11ページのとおりである。改正にあたっての考え方だが、地教行法の改正により平成27年4月1日以降に教育長を任命する際、現在の教育委員長の職を兼ねる、いわゆる新教育長として任命することになる。新教育長は議会の同意を得て市長が任命するとされ、特別職の扱いとなる。これに合わせ、現在は一般職として地方公務員法の適用を受けていたものが適用外となり、また新教育長の就任に伴い教育委員長という職が廃止になるため、所要の改正を行うものである。

各条例の改正内容について説明する。

12ページ、1件目の「鎌倉市旅費支給条例」は、これまで第17条で教育長は市長副市長に準ずるとしていたが、第17条からは削除となりあわせて新教育長は特別職となるため、13ページ下の別表第1の1号、市長、副市長の欄に教育長が追加される。

14ページ、2件目の「鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」は、一般職の適応をはずれ、給与に関しては全て後述するが18ページにある「常勤特別職職員の給与に関する条例」に組み込まれ、旅費については前述の13ページにある「旅費支給条例」に組み込まれる。この為、14ページにある第1条から第9条までを削除する。第1条中の根拠法令である教育公務員特例法の条項も地教行法の改正に伴い削除となり、趣旨を残しておく必要なくなるため、条立てをせず16ページ右側の段下にあるが、この一文のみの条例となる。条例の名称についても14ページ一行目に記載のとおり、給与を削り教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例に改めるものとする。

17ページ、3件目の「鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」は、教育委員長の職が廃止になるため別表から削除する。

18ページ、19ページ、4件目の「鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例」は、先ほど「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」で説明したとおり、新教育長に関する文言を組み込む。なお、給料月額や退職手当の額等は現行通りで変更はない。

20ページ、5件目の「鎌倉市青少年問題協議会条例」だが、教育委員長職が廃止となるため教育委員会委員長を教育委員会委員と改める。

21ページ、6件目の「鎌倉市特別職報酬等審議会条例」は、新教育長は特別職となり審議の対象となるために加えるものである。

22ページ、7件目の「鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例」は、新教育長は特別職となるため職員の定義に加えるものである。

23ページ、8件目の「鎌倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」は、根拠法令である地教行法第24条の2が第23条に繰り上がるためそれに従い改めるものとする。改正内容は以上である。

なお、条例は教育委員会の他、市長部局が所管するものもあるが、関係部署には事前に協議を行い改正内容については同意を得ている。

10ページをご覧ください、付則にあるが、この条例の施行日は平成27年4月1日とする。ただし、地教行法附則第2条にて平成27年4月1日に在職する教育長はその教育委員としての任期中に限りなお従前の例によるという規定があるため、10ページ付則2から11ページ8

までに記載のとおり、それぞれ付則の中で経過措置を設けている。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第 29 号は原案どおり可決された)

### 3 議案第30号 鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 山田委員長

日程の 3 議案第30号「鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

#### 教育部次長兼教育総務課担当課長

制定の理由は平成26年人事院勧告に基づく、国家公務員の給与制度に準じて、本市職員の期末勤勉手当の支給率の改定を行おうとしており、教育長の期末手当についても同率分を改定しようとするものである。また、これまで教育長の期末手当に関して、条例本則で職員と同支給率を記載し、条例付則で暫定的削減を行ってきたが、現在のところ条例本則の支給率に戻す予定がないことから、条例本則で削減した率を記載しようとするものである。

この条例は人事院勧告に伴い平成26年12月 1 日から適用とすることから、前述の議案第29号とは別に改正するものである。当条例案については本日の教育委員会定例会で可決した後、2月市議会定例会に上程する予定である。その際、教育委員会では議案の提出権がないため市長に提出の申し出を行う。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第 30 号は原案どおり可決された)

### 4 議案第31号 平成27年度使用特別支援学級教科用図書採択（追加）について

#### 山田委員長

日程の 4 議案第31号「平成27年度使用特別支援学級教科用図書採択（追加）について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

#### 教育指導課長

平成27年度に特別支援学級で使用する教科用図書は、7月の定例教育委員会にて「平成27

年度使用特別支援学級教科用図書一覧」として報告、承認をいただいた。その後、県教育委員会に報告したところ、その中に供給不能の図書があると連絡があった。また、採択をいただいた後に、転入、通常学級からの転籍児童生徒もあり、特別支援学級設置校長会長から、新たに使用希望図書の追加があった。子どもたちが興味を持ち主体的に学習を進めるため、個に応じた教科用図書が使用できるよう追加採択をお願いする。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第 31 号は原案どおり可決された)

**山田委員長**

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって、1月定例会を閉会する。